

家畜共済

群馬県農業共済組合



安心を
お届けし
ます。

このパンフレットに記載されている制度説明や、掛金・共済金等の金額は、概要や代表事例を示しています。詳しい内容については、裏面記載の最寄りの支所までお問い合わせください。

特長

1

畜舎火災への備え

火災リスクの高い分娩舎にいる種豚、肉豚も
低額の掛金で大きな補償が得られる補償タイプ
があります。



(例) 分娩舎1棟が全焼し、
種豚15頭、肉豚150頭に被害が出た場合

種豚(♀) 15頭分の掛金

約1,350円

種豚(♀) 15頭

支払共済金 **約55万円**

肉豚 150頭分の掛金

約1,000円

※肉豚は、生後20日以上(離乳後)から対象となります。
詳しくは、4ページをご覧ください。

肉豚 150頭

支払共済金 **約75万円**

詳細は、「掛金試算表」をご覧ください。

(もし、「掛金試算表」がない場合は、最寄りの支所までお問い合わせください。)

※平成30年度引受においての補償タイプ[種豚]9型[肉豚]8型での1年間の農家負担掛金と支払共済金の概算です。

へ安心をお届けします！

特長

2

肉豚死亡への備え

離乳後から出荷までの肉豚が死亡してしまった際に補償される補償タイプがあります。



肉豚 500頭の飼養規模

掛金 約39万円

1頭当たり支払共済金 **約8,000円**

※平成30年度引受においての補償タイプ0型での1年間の農家負担掛金と支払共済金の概算です。

特長

3

安心な公的制度

- ・掛金の約4割を国が負担するので、生産者様の負担はぐっと小さくなります。(国の政策保険です)
- ・種豚は死亡事故や病傷事故が発生した月の2ヵ月後に、肉豚は死亡事故が発生した月の1ヵ月後に、共済金をお支払いします。

掛金について

掛金は、**選択する事故除外方式と付保割合等**によって変化します。

- 掛金の**約4割を国が負担**しますので、生産者様の負担は大きく軽減されます。
- 掛金が一定額以上の場合、生計を共にしない第三者を保証人とする事で、掛金を4回に分けて分割納入することができます(手数料等はかかりません)。
- 家畜共済は、原則1年間の契約となります(途中の解約はできません)。

加入できる畜種について

種豚と肉豚は分けて加入することができます。

- 家畜の種類ごとには、**全頭加入**していただきます。
- 家畜の種類の内訳については下表のとおりです。

家畜の種類	条件
種豚	出生後6ヶ月以上
肉豚	出生後20日以上(離乳していない時は離乳した日)

個体の評価額について

個体の価値を示す額を評価額といい、種豚は上限額が定められており、肉豚は固定額となります。

- 評価額は**引受時に決定し、1年間変わりません**。(評価済み保険制度)

種豚

限度額 メス 7万4千円
 オス 16万1千円

肉豚

固定額 1万円

(平成30年度の設定額)

危険段階共済掛金率について

事故が少なければ、掛金が安くなる仕組みを導入しています。

- 家畜共済では、過去3年間の共済金支払実績から被害率を求め、その被害率に応じて危険段階共済掛金率を設定します。この危険段階の設定によって、被害率の低い加入者は掛金が安くなり、被害率の高い加入者は掛金が高くなりますので、**掛金負担の公平性が保たれます**。

安心を得ることができます。

共済金の支払いについて

家畜共済は、家畜のための「**生命保険**」(＝死廃事故)と「**健康保険**」(＝病傷事故)を合わせた制度です。

種豚

死廃事故

肉豚

死亡事故

豚が、病気や怪我により死亡した場合、死に瀕している場合、特定の病気や怪我で獣医師が治らないと判断した場合等に、共済金をお支払いします。

- 損害に対しての補償になるため、枝肉等が売れた場合や手当金が出た場合は、その金額が損害額から控除されます。

計算例

(評価額7万円の種豚が廃用になり枝肉等が1万円で売れた場合)

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{評価額} \\ \hline 7 \text{ 万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{残存物価額} \\ \hline 1 \text{ 万円} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{付保割合} \\ \hline 50\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{計算共済金} \\ \hline 3 \text{ 万円} \\ \hline \end{array}$$
$$\begin{array}{|c|} \hline \text{評価額} \\ \hline 7 \text{ 万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{残存物価額} \\ \hline 1 \text{ 万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{純損害額} \\ \hline 6 \text{ 万円} \\ \hline \end{array}$$

計算共済金

と

純損害額

の金額が低い方が

支払共済金

となります。

種豚

病傷事故

豚が、病気や怪我により獣医師の診療を受けた場合に、共済金をお支払いします。

- 加入時に選択した付保割合に応じて、「病傷給付限度額」が設定され、その額まで支払われます。(掛金試算表参照)
- 国から示されている病傷給付基準に則り審査を行い、適正と判断された額をお支払いします。例えば、予防のための処置や初診料は対象となりません。

事故除外方式について

生産者様は、一定条件のもと給付対象となる事故を選択することができます。必要に応じた補償対象を選択することにより掛金負担を軽減されます。

- すべてのタイプにおいて、特定事故が対象となります。

種豚

補償内容	タイプ	死亡	廃用	病傷	タイプ「0」を100としたときの掛金比率
		特定事故			
すべての事故	0	○	○	○	100
死亡事故や行方不明の 廃用事故のみ	7	○	△	×	64. 2
特定事故の死廃事故 と病傷事故	8	×	×	○	41. 0
死廃事故のみ	1	○	○	×	71. 6
特定事故の死廃事故 のみ	9	×	×	×	3. 63

種豚の場合、9型を選択するためには、5年以上の飼養経験がある必要があります。

肉豚

補償内容	タイプ	死亡	特定事故	タイプ「0」を100としたときの掛金比率
すべての事故	0	○	○	100
特定事故の死亡事故	8	×	○	1.36

肉豚の場合、8型を選択するためには、5年以上の飼養経験があり、飼養規模が200頭以上である必要があります。

特定事故の範囲

火災による焼死

大雪・地震の畜舎倒壊による圧死・打撲死

落雷による空調施設破損による熱射病死

洪水・土砂崩れによる溺死・窒息死

法定・届出伝染病による死亡

※種豚は廃用事故も含みます。
※肉豚では届出伝染病の一部が対象外となります。

いろいろな選択ができます。

事故発生 の 連絡について

死傷事故が発生した場合は、遅滞なく組合へ報告してください。

- 組合の職員が確認することで、共済事故として取り扱うことができますので、確認するまでは搬出しないでください。
- 一般の死傷事故を事故の対象としない「事故除外方式」で加入された場合でも、特定事故（火災・自然災害・伝染病）が発生した際には、必ず連絡してください。
判断に迷われる場合は、搬出前に必ず一報をお願いします。

組合への報告について

以下の場合、組合へ報告していただく必要があります。

種豚

- 異動の種類には、「譲渡したとき」・「導入したとき」・「繁殖に仕向けたとき」があります。
- 契約期間内に最低1回は農場内に立ち入りし、個体の確認をさせていただきます。

肉豚

- 毎月1回、農場全体の頭数等を記載する定められた様式の月例報告書を提出いただきます。

免責・待期間について

制度へのご理解・ご協力をお願いします。

- 掛金の分納を行う場合は、正当な理由なく2回目以降の支払いを2週間以上遅滞すると、遅滞している期間はすべての事故の共済金が免責になります。
- 事故発生 の 連絡をせず、豚を農場から搬出してしまった場合は、当該豚の事故による共済金は全額免責になります。
- 家畜共済に加入いただいた日の翌日から2週間は、すべての個体について「待期間」が適用されます。骨折など、事故の原因が加入いただいてから発生したことが明らかな場合以外は、共済金の支払対象となりません。

種豚

- 豚の異動の通知が正当な理由なく遅延した場合は、共済金の一部が免責になることがあります。
- 導入した場合、必ず導入した日の翌日から2週間の「待期間」が適用されます。

重要事項説明書

- 農業共済事業は、加入者様が不慮の事故によって受ける損失を補填して農業経営の安定を図ることを目的とした公的農業保険制度です。
- 事業の運営は、群馬県農業共済組合（以下「NOSAIぐんま」といいます。）と国で行っています。加入者とNOSAIぐんまは、共済関係を結び、NOSAIぐんまはさらに国と保険関係を結ぶことにより危険分散をはかっています。
- 掛金は、加入者と国が拠出し、加入者が被害を受けたときは、拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。
- 農業災害補償法に基づき、加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生のお知らせを怠ったとき及び故意、重大な過失によって事実と反する通知をした場合は、共済金支払額の全部又は一部を支払わない場合があります。
- NOSAIぐんまが保有する各種情報については、必要に応じて加入者に公開し、健全な事業運営に努めます。
- 加入申込書記載事項やその他知り得た個人情報、NOSAIぐんまが引受の判断、共済金支払額の算定、各種サービスの充実や提供のために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の共済事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。



お問合せ先

中部グループ

前橋支所

前橋市大友町 1-3-12

TEL. 027-254-2070

伊勢崎支所

伊勢崎市東町 2668-1

TEL. 0270-62-9915

西部グループ

高崎支所

高崎市菊地町 563

TEL. 027-344-2181

藤岡支所

藤岡市下栗須 124-6

TEL. 0274-24-3730

富岡支所

富岡市富岡 2486-7

TEL. 0274-62-2450

北部グループ

沼田支所

沼田市下之町 904-5

TEL. 0278-23-5110

渋川支所

渋川市吹屋 384

TEL. 0279-26-2600

中之条支所

吾妻郡中之条町伊勢町 1003-10

TEL. 0279-75-2005

東部グループ

館林支所

館林市仲町 14-1

TEL. 0276-75-3311

太田支所

太田市新田金井町 29

TEL. 0276-20-9199

みどり支所

みどり市笠懸町阿左美 1912-1

TEL. 0277-76-9181

本所

前橋市大友町 1-3-12

TEL. 027-251-5631